

令和8年度
災害時利用可能井戸等調査業務
業務委託仕様書

那覇市

1. 件名

令和8年度災害時利用可能井戸等調査業務

2. 目的

那覇市は平成24年度に市内の井戸・湧水等の現状把握のため、3762地点の井戸・湧水について、存在の有無、水の有無、利用等に関する調査を実施した。平成25年には、このときに水が確認された公開地点 118地点、公開検討地点 20地点の計138地点において、水質や水量に関する調査及び市内の地下水の環境基準の達成状況について調査を行い、災害時の生活用水として活用するための基礎資料に資することを目的に実施した。

本事業では、過年度に実施した調査から、10年以上が経過しているため改めて現状を認識するとともに、災害時に利用できる井戸等の環境整備の基礎資料とするため、水量及び水質測定調査の実施を目的とする。

3. 委託期間

委託締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4. 業務実施機関の要件

本業務の実施機関に必要な要件を以下に示す。

(1) 沖縄県において、計量証明事業登録[濃度(水中及び土壌中の物質の濃度に係る事業)]を行なっていること。

5. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的及び内容等を十分理解し、業務全体の進め方、項目ごとの内容と実施方法、実施体制、スケジュール等について記載した業務計画書を作成する。

(2) 水質・水量調査

平成25年度に調査を実施した138地点の中から災害用井戸として利用できる可能性がある50地点(本庁地区6地点、小禄地区6地点、真和志地区16地点、首里地区22地点)を協議のうえ選定し、夏季・冬季の2季(50地点×2季=100地点)、水質・水量調査を実施する。過年度実施した水質・水量調査地点一覧を表1(1)～(2)に示す。

調査結果は、那覇市の区分状況ごとに整理する事とする。区分状況を図 1に示す。

表 1 水質・水量調査地点一覧(1)

番号	台帳 No.	湧水名称	区分
1	a1	末吉大樋川(イリヌカー)	首里
2	a2	イリヌハルヌカー	首里
3	a3	マーヅガー	首里
4	a5	村ガー	首里
5	a6	新井戸(ミーガー)	首里
6	a7	宝口樋川	首里
7	a8	瑞泉龍樋(首里城内)	首里
8	a9	金城大樋川(ウフビジャー)	首里
9	a10	チョンチョンガー	首里
10	a11	寒水(スンガー)樋川	首里
11	a12	佐久之川	首里
12	a13	ケブン川(ジャー)樋川	真和志
13	a14	坂中(フィラナカ)樋川	本庁
14	a15	壺川東公園内の井戸	本庁
15	a17	ウシヌシンガー(班ヌカー)	小祿
16	a18	シマダガー	小祿
17	a20	崎樋川(洞樋川)	本庁
18	a24	アガリヌカー	本庁
19	a25	スグルクガー	本庁
20	a26	中の泉	首里
21	a27	東ヌ樋川(アガリヌカー)	首里
22	a28	産御井戸(臍見井戸)	首里
23	a29	子の方御井戸	首里
24	a30	辺戸御井戸	首里
25	a31	平良樋川(ナディガー)	首里
26	a32	運天ガー	首里
27	a33	泉井戸	首里
28	a34	西ヌカー	真和志
29	a37	サントーガー	首里
30	a38	西の井戸	首里
31	a39	ナークガー	首里
32	a45	ヌール井戸	本庁
33	a47	ムラガー	本庁
34	a48	ティエダガー	本庁
35	a49	東ヌカー	本庁
36	a51	東ヌカー	真和志
37	a52	中ヌカー	真和志
38	a53	ワクヌカー	真和志
39	a54	山川カカラー井戸	真和志
40	a55	ミーク井戸	本庁
41	a56	村ガー	真和志
42	a57	村ガー	真和志
43	a58	サーターヤースカーグァー	真和志
44	a60	上ヌカー	首里
45	a62	松川樋川	真和志
46	a63	メーヌカー	真和志
47	a64	上ヌカー	真和志
48	a65	村ガー	真和志
49	a66	下ヌカー	首里
50	a67	山川樋川	首里
51	a68	ウチンガー	首里
52	a69	大和井戸	首里
53	a70	加良川	首里
54	a71	板井戸	首里
55	a72	安谷川	首里
56	a73	峯間川	首里
57	a74	佐司笠樋川	首里
58	a75	世果報御井小	首里
59	a77	原井戸	首里
60	a78	内の井戸	首里
61	a80	仲之川	首里
62	a82	幸地ガー	首里
63	a85	村ガー	真和志
64	a86	大工廻井戸	首里
65	a87	瀬戸井戸	首里
66	a88	赤田寒水川	首里
67	a89	天王寺井戸	首里
68	a90	ヤマノカー	首里
69	a91	潮汲川	首里

表 1 水質・水量調査地点一覧(2)

番号	台帳 No.	湧水名称	区分
70	a92	下ヌ東門ガー	首里
71	a93	ボーヅガー	首里
72	a94	ハンタガー	真和志
73	a95	上ヌ東門ガー	首里
74	a96	崎山樋川	首里
75	a97	ハルガー	首里
76	a98	久場川井戸	首里
77	a99	瀧泉	首里
78	a100	瓦屋井戸	首里
79	a101	メーチンジャーガー	首里
80	a103	壺川ガー	本庁
81	a105	王川	本庁
82	a106	ヤケナウフガー	本庁
83	a108	上ヌカー	本庁
84	a109	東ヌカー	本庁
85	a110	新ガー	本庁
86	a114	石田ガー	真和志
87	a115	大川	真和志
88	a116	ボーヅガー	真和志
89	a118	シタイガー	真和志
90	a120	ヒージャーガー	真和志
91	a122	ウフガー(ウブガー)	真和志
92	a123	アンガー樋川	真和志
93	a124	育徳泉	真和志
94	a125	村ガー	真和志
95	a126	アタカガー	本庁
96	a128	森口ガー	小祿
97	a130	ヒージャーガー(後原ヒージャー小)	小祿
98	a132	一班のカー(上ヌカー)	小祿
99	a135	ソーヅガー	小祿
100	a137	カー	小祿
101	a139	クシンカーガー	小祿
102	a142	ウフガー	真和志
103	a143	村ガー	真和志
104	a144	村ガー	真和志
105	a147	東ヌカー	真和志
106	a148	上間ガー	真和志
107	a150	カナハタガー	真和志
108	a152	フチンミガー	小祿
109	a153	長田井戸	小祿
110	a155	カミガー	小祿
111	a164	アシンニガー	小祿
112	a165	マチガーガー	小祿
113	a166	ホーグガー(カークワー)	小祿
114	a168	クシヌカー	小祿
115	a169	アガリヌカー	小祿
116	a170	ヌグガー	小祿
117	a171	ウッカー	小祿
118	a175	寒水川樋川(スンガーヒージャー)	首里
119	c5		本庁
120	c6		首里
121	c7		首里
122	c8		首里
123	c10		本庁
124	c13		首里
125	c14		首里
126	c16		首里
127	c17		首里
128	c19		首里
129	c20-1	県庁井戸 2号	本庁
130	c20-2	県庁井戸 3号	本庁
131	c24		本庁
132	c25		本庁
133	c26		本庁
134	c28		真和志
135	c29		真和志
136	c34		小祿
137	c35		小祿
138	c37		首里

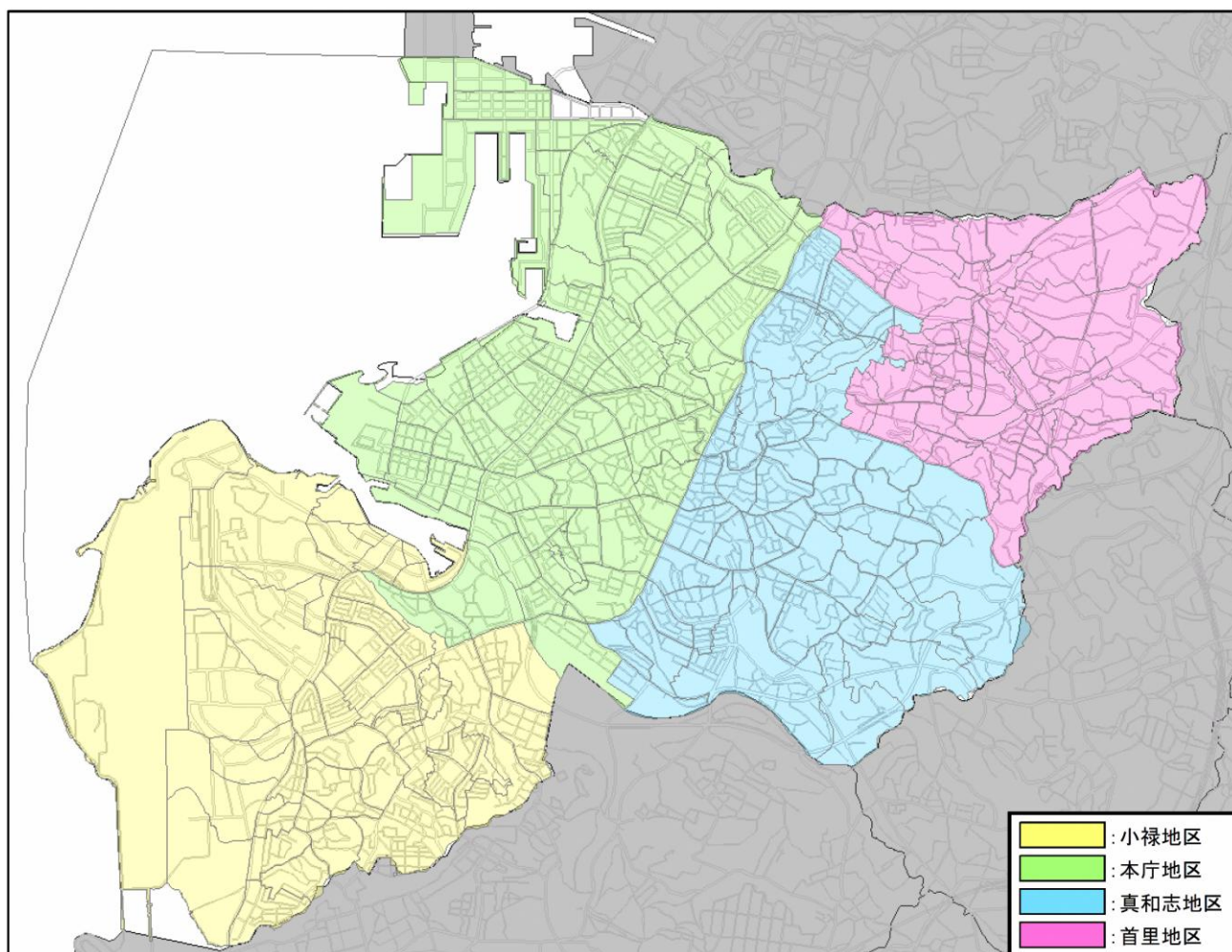


図 1 那覇市の区分状況

① 水質調査

各地点で採水し、天候、気温、水温、深度や用途等を記録する。採水した水の分析項目は、表2の通りとする。なお、採水は晴天が続き比較的水質が安定している日に行う。

表 2 水質調査の分析項目

項目	検体数	備考
水素イオン濃度(pH)	100	50×2季(夏・冬)
臭気	100	同上
色度	100	同上
濁度	100	同上

② 水量調査

各地点における概ねの水量を把握するために、水量調査を行う。湧水については、バケツ等を用い、単位時間あたりの湧水量を測定する。井戸については、ポンプ等を用いて水位を低下させ、その回復時間から簡易的に水量を測定する。

③ 分析方法

分析方法は、JIS等に明記されている公定法で行うこととする。

(3)報告書の作成

前述(1)～(2)までの業務内容を網羅した報告書を作成する。

(4)打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に履行するため、打合せは計画準備時 1回、中間時 1回及び業務完了時 1回の計3回を基本とし、必要に応じて適宜行うこととする。

6. 成果品

本業務における成果品を以下に示す。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)報告書(簡易製本) | 3部 |
| (2)電子媒体(CD、DVDどちらでも可) | 1部 |
| (3)計量証明書 | 1式 |
| (4)その他、本市と協議したもの | 1式 |

7. 成果品等の帰属

本業務の成果品等は、全て本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なく成果品等を第三者に貸与、使用又は公表してはならない。

8. 秘密の保持及び個人情報の保護等

受託者は、本業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、不当な目的に利用してはならない。その他、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)本業務を開始する際に、業務上知り得た秘密を他人に漏らさないとする旨の誓約書を受託業者代表者名で作成・押印し、本市へ提出すること。
- (2)本業務の実施に必要な関係資料(以下、「関係資料」という。)を本市が指定した目的以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- (3)本市の許可なく関係資料の複写又は複製をしないこと。
- (4)本市の許可なく関係資料を本市の指定する場所以外へ持ち出さないこと。
- (5)本業務の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。
- (6)本業務が完了したときは、直ちに関係資料を本市に返還すること。
- (7)本業務が完了した場合において、関係資料の複写物又は複製物があるときは当該物を直ちに本市に引き渡すこと。

9. その他

(1)調査に従事する者は、社会通念上、適切な服装で調査を行うこと。また、調査を行う際には本市の発行する身分証明書を携帯すること。なお当該身分証明書については、業務完了後、本市へ返還すること。

(2)現地調査にあたっては、土地、物件等に損害を与えないことと共に、民地の立入りにおいては、地元住民の感情に留意すること。

(3)本仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に際し疑義が生じたときは、本市と受託業者協議の上、定めるものとする。